

2. 教育行政 教育行政

1. 教育委员会制度 教育委员会制度

日本各都道府县和各市町村均设有主管教育事务的教育委员会，教育委员会独立于知事和市町村长，拥有自主决定权。

教育委员会是由教育长和 4 位非常任委员（县和市为 5 人以上，町和村可为 2 人以上）组成的合议制机构（行政委员会的一种），审议并决定有关教育的重要事项。为确保教育的中立性，教育长和各委员需在议会同意人选之后方可由知事或市町村长任命。

教育长负责统管教育委员会工作并代表教育委员会。在教育长主管下，设置负责处理各项事务的事務局。

教育委员会主管工作内容如下：

1. 有关学校等教育机构的设置和管理；
2. 管理教育财产；
3. 对教育机构的教职员进行任免和培训等；
4. 有关儿童入学和退学事项；
5. 有关校内班级编制和校务分担等组织编制以及课程编排、教材使用的事项；
6. 有关学校供餐事项；
7. 有关社会教育事项；
8. 有关体育事项；
9. 有关保护文化财产事项；
10. 与教育有关的调查、统计、宣传以及有关教育行政的咨询事项。

以上有关体育事项中的部分工作，依据条例规定，可由各地方自治体的行政首长负责管理和执行。

日本では、すべての都道府県と市町村に教育事務を執行する機関として、知事や市町村長から独立して自ら決定権をもつ教育委員会が設置されている。

教育委員会は、教育長及び非常勤の 4 人の委員（県・市では 5 人以上、町村では 2 人以上でも可）で構成される合議制の機関（行政委員会）で、教育に関する重要事項を審議・決定しており、教育長及び各委員は教育の中立性を確保するため、議会の同意を得て知事又は市町村長から任命される。

教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとして教育長が置かれ、この教育長の統括の下に事務の処理を行う組織として事務局が置かれている。

教育委員会の主な所掌事務は次のとおりである。

1. 学校その他の教育機関の設置、管理に関する事。
2. 教育財産を管理する事。
3. 教育機関の職員の任免や研修を行う事。
4. 児童生徒の入退学に関する事。
5. 学校における学級編制や校務分掌などの組織編成、教育課程の編成、教材の取扱いに関する事。
6. 学校給食に関する事。
7. 社会教育に関する事。
8. スポーツに関する事。
9. 文化財の保護に関する事。
10. 教育に関する調査、統計、広報及び教育行政に関する相談に関する事。

ただし、スポーツに関する事等の一部の事務については、条例で定めるところにより、地方公共団体の長が管理し、執行できるとされている。

有关大学和私立学校事项不在教育委员会的管辖范围内，而由知事、市町村长主管。作为国家机构的文部科学省可对各地教育委员会进行指导、建议或援助。文部科学省与县教育委员会、市町村教育委员会的教育行政组织图如图 1 所示。

また、大学及び私立学校に関する事は教育委員会ではなく、知事、市町村長が所掌している。国の機関である文部科学省は、教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うことができる。なお、文部科学省と県教育委員会、市町村教育委員会の教育行政組織図は図 1 のとおりである。

图 1: 教育行政组织图

図 1: 教育行政組織図

2. 爱知县教育委员会 愛知県教育委員会

为认真落实学校教育与终身学习等各方面教育的各项措施，爱知县教育委员会事务局内设有 2 部 10 课 1 室，另管辖 5 个地方机构、1 个教育机构和 189 所县立学校。其组织机构图如图 2 所示。

愛知県教育委員会では、学校教育及び生涯学習など各分野にわたる諸施策を着実に前進させるため、事務局に 2 部 10 課 1 室を置き、その他に 5 の地方機関、1 つの教育機関と 189 の県立学校を有している。その組織は図 2 のとおりである。

图 2: 爱知县教育委员会组织机构

図 2: 愛知県教育委員会の組織